

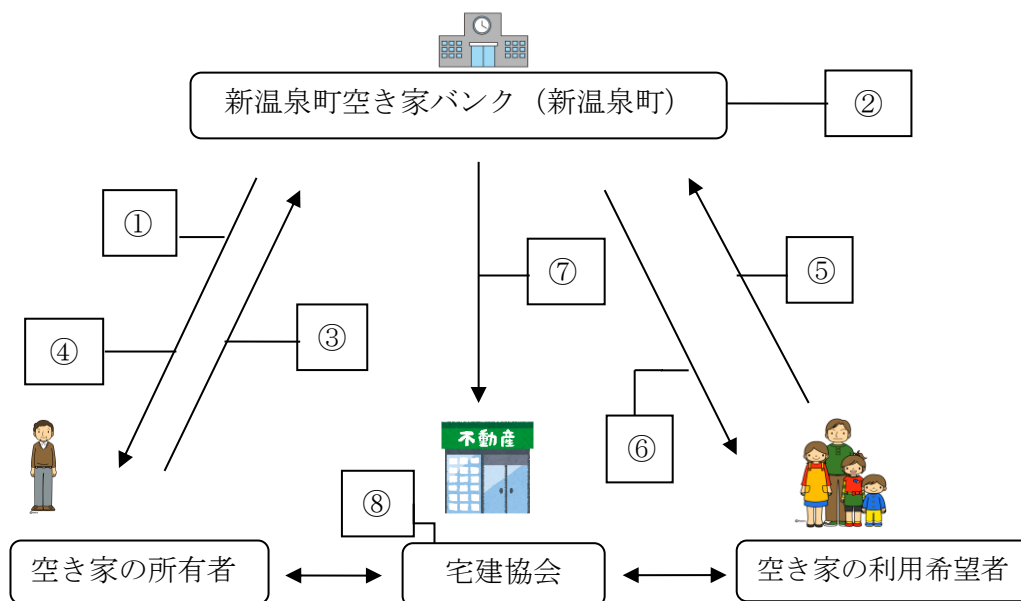
新温泉町空き家バンク制度

新温泉町では、移住定住の促進を図るため、平成28年4月1日から「新温泉町空き家バンク」を開始しております。現在、空き家バンクへの住宅の登録と利用者の募集を行っております。

また、空き家のリフォーム助成事業も始めましたので、現在使用されていない空き家をお持ちの方は、空き家バンクの登録についてご検討のほどよろしく申し上げます。

空き家の登録から利用までの流れ

- ①空き家の調査、空き家所有者の意向確認を実施 ②空き家バンクへの登録、利用者の募集
③登録の依頼 ④登録通知 ⑤空き家利用の希望申込 ⑥空き家情報の提供
⑦交渉・契約に係る媒介依頼 ⑧売買・賃貸借の交渉・契約



1. 空き家バンクの目的

新温泉町内にある空き家の有効活用と、町内への移住定住促進と地域の活性化を図ります。

2. 町の役割

- 空き家の所有者から、空き家バンクの登録の意向調査を行い空き家バンクに登録します。
- 登録物件を町のホームページ等に掲載し、情報発信を行います。
- 利用希望者があれば、物件所有者に連絡をとります。
- 契約等の行為には関与しませんが、宅建協会に交渉・契約の依頼を行います。

3. 物件の登録希望の方

- 空き家バンクの申請書類に必要事項を記入・押印の上、新温泉町商工観光課へ提出してください。

また、お住まいの最寄りの法務局にて、今回空き家バンクに登録して頂く新温泉町の物件の登記事項証明書（登記簿謄本）の土地と建物両方を取得して頂き、申請書類と共に新温泉町役場の方に提出をお願い致します。

空き家バンクの登録申請書類は、町のホームページからダウンロードしていただくか、商工観光課へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

新温泉町役場商工観光課商工振興係

〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1

TEL 0796-82-5625 FAX 0796-82-3054

ホームページ <https://www.town.shinonsen.lg.jp/>

E-mail syokokanko@town.shinonsen.lg.jp